

第150回定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月23日(木曜日) 午前10時

場所 福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

(末尾の「第150回定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。)

株式会社 福島銀行

証券コード：8562

○目次

第150回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

添付書類

第150期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	4
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項	13
3. 社外役員に関する事項	15
4. 当行の株式に関する事項	17
5. 当行の新株予約権等に関する事項	18
6. 会計監査人に関する事項	18
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	19
8. 業務の適正を確保する体制及び 当該体制の運用状況	19
9. 特定完全子会社に関する事項	19
10. 親会社等との間の取引に関する事項	19
11. 会計参与に関する事項	19
12. その他	19

第150期計算書類

貸借対照表	20
損益計算書	21
株主資本等変動計算書	22

第150期連結計算書類

連結貸借対照表	23
連結損益計算書	24
連結株主資本等変動計算書	25

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本	26
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	27
監査役会の監査報告書謄本	28

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 取締役8名選任の件	30
第3号議案 監査役2名選任の件	36

インターネットによる議決権行使のご案内	38
---------------------	----

(証券コード8562)
平成28年6月3日

株 主 各 位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 森 川 英 治

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市万世町2番5号
当行本店 地下大ホール
3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（38頁から39頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願いします。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」並びに個別注記表及び連結注記表につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類又は連結計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類等の一部であります。
 - ◎ 当日は軽装にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、一部の企業収益や設備投資に底堅さはあるものの、新興国を中心として海外経済の減速感の強まりや金融市場の不安定な動きから、景気の先行き不透明感が拡大し足踏みの状態にあります。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、生産活動の一部に弱い動きがみられるものの、復興関連需要により公共投資や住宅投資が堅調に推移し、雇用環境の改善などを背景に個人消費も緩やかに持ち直しており、全体としては緩やかな回復基調を持続しております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は「真面目にがんばっている人を真面目に応援する 真面目な銀行 ― ウォーム・マネーの福島銀行 ―」を目指す姿とした中期経営計画「ふくぎん 本気 (マジ) 宣言Ⅱ」(平成27年4月～平成30年3月)を策定し、様々な取組みを行いました。

新規創業支援の強化を目的に、営業支援部内に「創業支援チーム」を新設しました。新たな企業創出に向け、「創業支援セミナー」や女性向けの「プチ起業カフェ」を県内各地で合計37回開催し、395名の新規創業を目指す方に参加していただきました。当期中に受講者の中から9名の方が創業しております。

福島創生の一環として、倒産等の経験があり福島県内で再チャレンジする人を対象として投資ファンド「福活ファンド」を8月に設立しました。当期末時点で総エントリー数45件、平成28年3月に第1号投資案件を実行しました。

店頭におけるお客様サービスの抜本的改善を目指して、約1年間の検討・試行期間を経て、店頭窓口での手続きを原則3分以内に処理する「お客様をお待たせしない窓口」の体制を確立しました。

社会貢献活動については、季節毎の10大イベントや子供向けのワークショップ、シニアのお客様向けの「生き生き健康教室」などを開催し、年間約7,000名のお客様にご参加いただきました。

地域社会への貢献のために、7月から全役職員がボランティア活動に参加するという取組みをスタートさせました。開始から9か月間で延べ1,223人の社員がボランティア活動に参加しました。

こうした取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、前期末比10,889百万円増加し、712,572百万円となりました。これは主に、東日本大震災に関連した資金の流入の継続や復興需要に伴う手元資金の増加等によるものです。

貸出金は、前期末比20,726百万円増加し、496,407百万円となりました。これは主に、地公体向け貸出の増加に加え、消費者ローンを中心とした個人向け貸出が増加したことによるものです。

有価証券は、前期末比74,310百万円減少し、162,195百万円となりました。これは主に、金利低下を受けて国内債券への投資を抑制したことに加え、外債型投資信託をリスク量削減を目的に売却したことによるものです。

損益面につきましては、経常収益は、前期比434百万円減少し、15,990百万円となりました。これは主に、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したこと及び有価証券利息配当金（主に保有投資信託の解約益及び収益分配金）が減少したことによるものです。

一方経常費用は、前期比1,060百万円増加し、12,999百万円となりました。これは主に、預金利息や社債利息は減少したものの、国債等債券償還損（保有投資信託の解約損）が増加したことによるものです。

これらの結果、経常利益は、前期比1,495百万円減少し、2,991百万円となりました。また、当期純利益は、前期比952百万円減少し、2,345百万円となりました。

(対処すべき課題)

当行は、平成27年度から平成29年度までの中期経営計画「ふくぎん 本気（マジ）宣言Ⅱ」を推進しております。平成28年度は計画2年目として主要課題である「顧客・地域支援力の強化」、「顧客・地域を強力に支援するための基盤・能力・収益力の強化」について、具体的な取組みを継続してまいります。

これらの主要課題による基本方針は、次のとおりです。

「顧客・地域支援力の強化」

- 人が生き生きと暮らす福島を創る
- 企業活動が活発に行われる福島を創る

「顧客・地域を強力に支援するための基盤・能力・収益力の強化」

- 顧客満足度の向上
- 優れたサービスをより多くの皆様に享受していただくための顧客数拡大
- 高い志を持ち、顧客・地域の要請に応える能力を持った行員の育成

これらにより、地域の発展に貢献するため、地域の皆様の課題解決に向けて本気で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	6,151	6,439	6,614	6,723
定期性預金	3,409	3,375	3,419	3,444
その他	2,742	3,063	3,195	3,278
貸 出 金	4,536	4,686	4,756	4,964
個人向け	1,584	1,600	1,635	1,663
中小企業向け	1,879	1,852	1,828	1,803
その他	1,072	1,234	1,293	1,497
商品有価証券	0	1	1	0
有 価 証 券	2,094	2,210	2,365	1,621
国 債	1,134	1,124	955	559
その他	959	1,086	1,410	1,062
総 資 産	6,938	7,279	7,639	7,752
内国為替取扱高	17,649	18,484	19,058	18,568
外国為替取扱高	百万ドル 46	百万ドル 47	百万ドル 30	百万ドル 25
経 常 利 益	百万円 2,582	百万円 3,335	百万円 4,486	百万円 2,991
当 期 純 利 益	百万円 1,797	百万円 2,457	百万円 3,298	百万円 2,345
1株当たり当期純利益	7円82銭	10円69銭	14円35銭	10円20銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	156	158	183	179
経常利益	26	36	46	33
親会社株主に帰属する 当期純利益	18	27	34	26
包括利益	43	26	49	1
純資産額	261	284	331	330
総資産	6,959	7,304	7,664	7,780

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	552人	549人
平均年齢	41年5月	41年5月
平均勤続年数	18年1月	18年1月
平均給与月額	353千円	361千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
福 島 県	50店 うち出張所 (5)	50店 うち出張所 (5)
宮 城 県	1 (0)	1 (0)
栃 木 県	1 (0)	1 (0)
茨 城 県	1 (0)	1 (0)
埼 玉 県	1 (0)	1 (0)
合 計	54 (5)	54 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において、ローンプラザを3カ所(福島、郡山、いわき)、東京事務所(東京都中央区)及び店舗外現金自動設備93カ所(前年度末94カ所)を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を1カ所廃止いたしました。
大玉村役場共同ATMコーナー (安達郡大玉村)

ニ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	146
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎ リース	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務	昭和57年 7月1日	10百万円	100.00%	—
株式会社 福島カード サービス	福島県福島市 万世町2番5号	クレジット カード業務 及び信用 保証業務	平成元年 5月12日	105百万円	56.45%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市清住 町二丁目7番1号	コンピューター 関連業務	平成7年 12月12日	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	平成27年 8月5日	65百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等4社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は3,338百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,688百万円となりました。
4. 持分法適用関連会社であった株式会社東北バンキングシステムズは、平成27年6月29日付で自己株式を取得した結果、当行の議決権比率が過半数を超えたため、連結対象子会社としております。また、福活ファンド投資事業有限責任組合は、平成27年8月5日付設立し、連結対象子会社としております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFIS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森川英治	取締役社長 (代表取締役)	—	—
久能敏光	常務取締役 (代表取締役) 業務本部長	—	—
齋藤郁雄	取締役 事務本部長	—	—
佐藤明則	取締役 企画本部長	—	—
高野俊哉	取締役 営業本部長	—	—
纈纈晃	取締役 (社外取締役)	—	—
吉原和子	常勤監査役	—	—
櫻井文雄	常勤監査役	—	—
相良勝利	監査役 (社外監査役)	—	—
新開文雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開 法律事務所代表 社員弁護士	—
(当年度中に退任した役員)			
紺野邦武	取締役会長 (平成27年6月23日 退任)		
和知昭	専務取締役 (平成27年6月23日 退任)		

(注) 当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
吉 田 直 人	執 行 役 員 郡山営業部長	—	—
稲 村 修	執 行 役 員 本店営業部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

支給額の年間実績 (平成27年4月から平成28年3月まで)

区 分	支給人数	報酬等の支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	年87百万円 (年6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年28百万円 (年4百万円)
合 計	12名	年116百万円

- (注) 1. 上記支給人数と報酬等の支給額には、平成27年6月23日開催の第149回定時株主総会の日をもって退任した取締役2名が含まれております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額 (第125回定時株主総会決議)
取締役 月額 2,250万円以内
監査役 月額 700万円以内
3. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役2名に対して92百万円を支給しております。
4. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給決議に基づき、役員退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、監査役1名に対して1百万円 (うち社外監査役1名1百万円) となる予定であります。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士

(注) 弁護士法人新開法律事務所と当行の間に利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬瀬 晃	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と幅広い見地からの発言を行っております。
監査役 相良 勝利	7年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中19回に出席、また、当期中に開催した監査役会22回中21回に出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 新開 文雄	4年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中18回に出席、また、当期中に開催した監査役会22回中21回に出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	3名	10	—

(注) 支給人数3名の内訳は、社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	900,000千株
A種優先株式	900,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	230,000千株（自己株式209,141株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	15,132名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	24,657千株	10.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,250	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,877	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,888	2.12
福島銀行従業員持株会	4,555	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,080	1.77
株式会社アラジン	3,931	1.71
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,752	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,601	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,507	1.09

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 牧野あや子 指定有限責任社員 菅 博雄	54	基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 上記報酬には、基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価の報酬1百万円を含んでおります。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は54百万円であります。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第150期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	18,127	1,228	1,228	161	2,500	6,023	8,684
当期変動額							
剰余金の配当						△344	△344
利益準備金の積立				69		△69	—
別途積立金の積立					3,000	△3,000	—
当期純利益						2,345	2,345
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						15	15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	69	3,000	△1,052	2,016
当期末残高	18,127	1,228	1,228	230	5,500	4,971	10,701

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△16	28,024	3,597	652	4,250	32,275
当期変動額						
剰余金の配当		△344				△344
利益準備金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		2,345				2,345
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		15				15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,491	21	△2,469	△2,469
当期変動額合計	△0	2,015	△2,491	21	△2,469	△454
当期末残高	△17	30,039	1,106	674	1,781	31,821

第150期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	89,867	預 渡 性 預 金	671,922
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	10,000	借 用 金	40,206
商 品 有 価 証 券	78	社 債	23,325
金 銭 の 信 託	3,127	そ の 他 負 債	3,000
有 価 証 券	161,607	賞 与 引 当 金	2,687
貸 出 金	494,876	退 職 給 付 に 係 る 負 債	199
外 国 為 替	299	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,911
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	2,976	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15
そ の 他 資 産	6,339	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	148
有 形 固 定 資 産	10,991	利 息 返 還 損 失 引 当 金	5
建 物	4,459	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	702
土 地	6,089	負 の の れ ん	377
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	442	支 払 承 諾	469
無 形 固 定 資 産	484	負 債 の 部 合 計	744,970
ソ フ ト ウ ェ ア	364	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	119	資 本 金	18,127
繰 延 税 金 資 産	1,319	資 本 剰 余 金	1,228
支 払 承 諾 見 返	469	利 益 剰 余 金	11,901
貸 倒 引 当 金	△ 4,408	自 己 株 式	△ 17
		株 主 資 本 合 計	31,240
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,106
		土 地 再 評 価 差 額 金	674
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 154
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,626
		非 支 配 株 主 持 分	191
		純 資 産 の 部 合 計	33,058
資 産 の 部 合 計	778,029	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	778,029

第150期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,965
貸出金	10,142
有価証券利息	7,145
コールローン利息及び買入手形利息	2,923
預け金	5
その他	67
引当金	0
業務の他の引当金	1,891
の他の業務	1,113
の他の業務	4,817
倒却の他の引当金	386
の他の引当金	366
の他の引当金	4,064
経常費用	14,626
預讓借社その他	506
渡用債	379
の他の債	42
の他の債	28
の他の債	52
の他の債	3
業務の他の引当金	1,056
の他の引当金	1,963
の他の引当金	8,931
の他の引当金	2,169
の他の引当金	2,169
経常利益	3,338
固定資産の取得損	137
段階別	55
特別	155
固定資産の取得損	100
減損	55
税金等調整前当期純利益	3,319
法人税、住民税及び事業税	69
法人税等調整額	568
法人税等合計	638
当期純利益	2,681
非支配株主に帰属する当期純損失	7
親会社株主に帰属する当期純利益	2,688

第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,228	9,542	△16	28,882
当期変動額					
剰余金の配当			△344		△344
親会社株主に帰属する当期純利益			2,688		2,688
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			15		15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,359	△0	2,358
当期末残高	18,127	1,228	11,901	△17	31,240

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,597	652	△81	4,169	116	33,167
当期変動額						
剰余金の配当						△344
親会社株主に帰属する当期純利益						2,688
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,491	21	△73	△2,542	75	△2,467
当期変動額合計	△2,491	21	△73	△2,542	75	△109
当期末残高	1,106	674	△154	1,626	191	33,058

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 あ や 子[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 博 雄[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あや子[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	櫻井文雄	Ⓔ
常勤監査役	吉原和子	Ⓔ
監査役	相良勝利	Ⓔ
監査役	新開文雄	Ⓔ

(注) 監査役相良勝利及び監査役新開文雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第150期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに内部留保の状況などを考慮し以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき2円 総額459,581,718円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月24日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
1	もり かわ ひで はる 森 川 英 治 (昭和30年8月6日生)	昭和54年4月 日本銀行入行 平成10年7月 人事局総務課長 平成11年6月 政策委員会室総務課長 平成13年11月 福島支店長 平成17年3月 検査役 平成19年11月 金融機構局審議役 平成21年5月 検査室長 平成23年5月 日本銀行退職 平成23年5月 当行顧問 平成23年6月 取締役副社長 平成24年4月 取締役社長 (現在に至る)	139,000株
		<p>【選任理由】 日本銀行で培った金融に関する幅広い知見と、当行の取締役として経営全般に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。</p>	
2	く のう とし みつ 久 能 敏 光 (昭和31年9月28日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年4月 法人営業チームリーダー 平成16年7月 営業企画チームリーダー 平成17年4月 個人営業チームリーダー 平成18年3月 福島西支店長 平成20年3月 リスク管理チームリーダー 平成20年10月 経営管理チームリーダー 平成21年7月 営業本部長 平成22年6月 取締役管理本部長 平成23年3月 取締役企画本部長 平成25年6月 常務取締役企画本部長 平成26年6月 常務取締役業務本部長 (現在に至る)	97,000株
		<p>【選任理由】 当行の取締役として営業、企画、与信管理、組織運営に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
3	さとうあきのり 佐藤明則 (昭和31年4月19日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年3月 平東支店長 平成13年6月 棚倉支店長 平成14年5月 経営企画部広報課長 平成15年5月 本店営業部法人営業部長 平成17年4月 本店営業部法人渉外部長 平成17年10月 相馬支店長 平成19年7月 二本松支店長 平成21年7月 会津支店長 平成24年6月 平支店長 平成26年6月 執行役員企画本部長 平成27年6月 取締役企画本部長 (現在に至る)	64,000株
【選任理由】 当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。			
4	たかのとしや 高野俊哉 (昭和33年5月6日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年10月 原町支店長 平成17年4月 法人営業チームリーダー 平成18年3月 債権管理チームリーダー 平成18年6月 須賀川支店長 平成21年7月 証券保険室長 平成22年4月 営業推進室長 平成23年6月 白河支店長 平成24年6月 執行役員郡山営業部長 平成26年6月 執行役員本店営業部長 平成27年6月 取締役営業本部長 (現在に至る)	57,000株
【選任理由】 当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
5	※ いな むら おさむ 稲 村 修 (昭和31年11月11日生)	昭和55年 4月 当行入行 平成12年 3月 矢吹支店長 平成14年 9月 東館支店長 平成17年 4月 小名浜支店長 平成20年 3月 営業支援チームリーダー 平成21年 7月 須賀川支店長 平成24年 6月 会津支店長 平成27年 6月 執行役員本店営業部長 (現在に至る)	50,000株
	【選任理由】 須賀川支店長、会津支店長、本店営業部長など当行の枢要支店の支店長および執行役員を歴任し、当行の営業推進と営業店運営に精通しており、その幅広い知識と経験を当行の経営に生かしてもらいたいため。		
6	こう けつ あきら 纈 纈 晃 (昭和27年4月21日生)	昭和51年 4月 株式会社博報堂入社 平成 7年12月 同社営業部長 平成11年12月 同社営業局長代理 平成14年 6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長 その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長及び取締役並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任 平成24年 7月 株式会社東北博報堂顧問 平成25年 3月 同社顧問を退任 平成25年 4月 国立大学法人山形大学客員教授 平成25年 6月 当行取締役 (現在に至る)	17,000株
	【選任理由】 長年にわたる企業経営経験、また大学教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当行の株式数
7	※ かわ て あきら 川 手 晃 (昭和28年9月26日生)	昭和53年4月 自治省入省 平成4年4月 福島県企画調整部次長 平成5年4月 福島県商工労働部長 平成8年4月 福島県総務部長 平成11年4月 福島県副知事 平成18年12月 (財)救急振興財団副理事長 平成24年7月 (財)日本消防協会常務理事 平成25年7月 三井住友信託銀行株式会社顧問 平成27年8月 (財)全国市町村振興協会業務執行理事 (現在に至る)	一株
【選任理由】 福島県副知事、団体役員として地域情勢、組織運営に優れた知識と経験を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営に生かしていただきたいため。			
8	※ に へい ゆみこ 二 瓶 由美子 (昭和25年8月31日生)	平成7年4月 桜の聖母短期大学非常勤講師 (生活文化論) 平成12年4月 桜の聖母短期大学専任講師 平成16年4月 福島県男女共同参画審議会会長 (平成27年2月迄) 平成18年4月 桜の聖母短期大学准教授 平成25年4月 桜の聖母短期大学キャリア教養学科教授 (日本国憲法・法学・労働法制と人権・福島学など) 平成25年10月 福島地方労働審議会委員 (現在に至る) 平成28年3月 桜の聖母短期大学退職	一株
【選任理由】 長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、女性学等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営に生かしていただきたいため。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 瀧瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 瀧瀬晃氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 川手晃及び二瓶由美子の両氏も本総会で選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 瀧瀬晃氏の当行取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当行は、社外取締役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、瀧瀬晃氏との間では責任限定契約を締結しており、本総会で同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、川手晃及び二瓶由美子の両氏につきましても、本総会で選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
6. 瀧瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 瀧瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は当行の親会社等でなく、また過去5年間に当行の親会社等であったことはありません。
8. 瀧瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 瀧瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

10. 瀨瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 瀨瀬晃、川手晃及び二瓶由美子の各氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役吉原和子、相良勝利の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
1	※ よし だ なお と 吉田直人 (昭和30年6月8日生)	昭和51年4月 当行入行 平成12年3月 芳賀支店長 平成14年5月 富岡支店長 平成16年5月 須賀川支店長 平成18年6月 会津支店長 平成21年7月 白河支店長 平成23年6月 営業推進室長 平成24年4月 小名浜支店長 平成26年6月 執行役員郡山営業部長 (現在に至る)	71,000株
	【選任理由】 会津支店長、白河支店長、小名浜支店長、郡山営業部長など当行の枢要支店の支店長および執行役員を歴任し、当行の営業推進と営業店運営に精通しており、その幅広い知識と経験を当行の経営監査に生かしてもらいたいため。		
2	※ しみず しゅう じ 清水修二 (昭和23年12月13日生)	昭和55年4月 福島大学経済学部助教授 平成3年4月 福島大学経済学部教授(地方財政論担当) 平成14年4月 福島大学経済学部長 平成20年4月 福島大学理事・副学長(学務・地域連携担当) 平成26年3月 福島大学退職、同特任教授、福島大学名誉教授 (現在に至る) 平成24年4月 福島県「公益信託うつくしま基金」運営委員会委員長 (現在に至る)	一株
	【選任理由】 長年にわたり福島大学教授として教鞭を執り、地方財政や地域論等の専門的な知識を有しているほか、福島大学副学長等として組織運営にも優れた知識と経験を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営監査に生かしていただきたいため。		

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 清水修二氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の候補者であります。
 4. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、本総会で同氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 清水修二氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 6. 清水修二氏は当行の親会社等でなく、また過去5年間に当行の親会社等であったことはありません。
 7. 清水修二氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
 8. 清水修二氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けるとはせず、また過去2年間に受けていたこともありません。
 9. 清水修二氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 10. 清水修二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様の負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (3) インターネット閲覧 (ブラウザ) ソフトウェアとして、Microsoft® internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧 (ブラウザ) ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」 「EZweb」 「Yahoo!ケータイ」 のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信 (暗号化通信) が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZWEBはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

× ㄇ

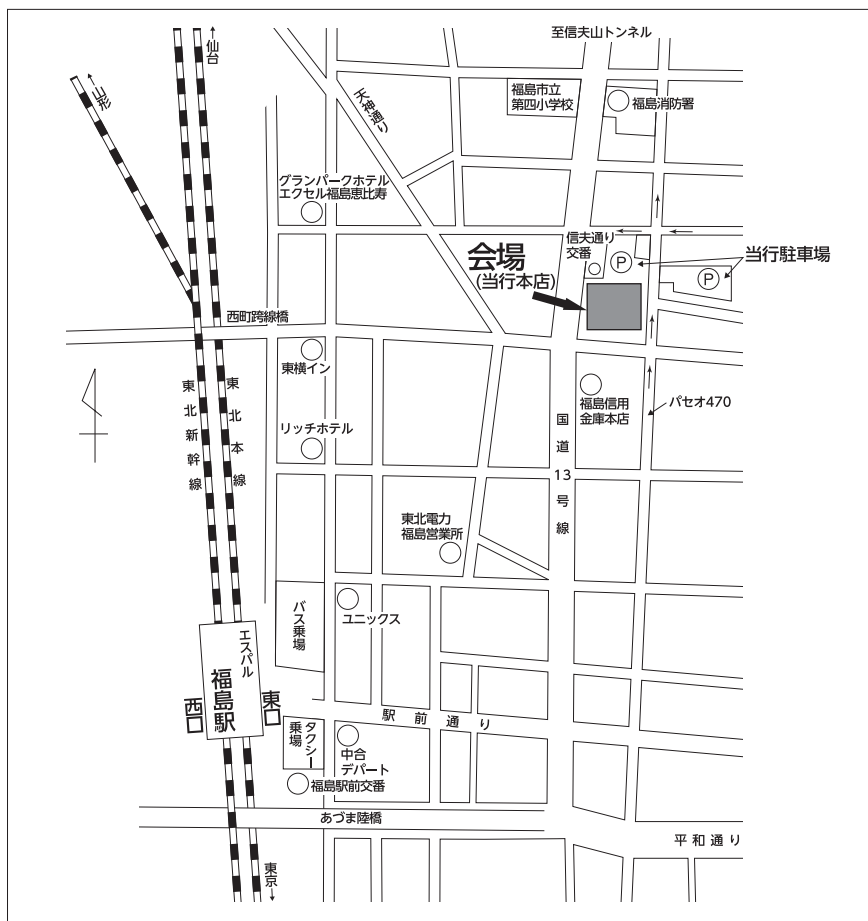
A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

第150回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。